様式第１号

違反調査兼報告書（１）

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給水装置の状況 | 施工場所 |  |
| 所有者 | 住 所 |  |
| 氏 名 |  |
| 使用者 | 住 所 |  |
| 氏 名 |  |
| 給水の種類 | 専用・臨時用 |
| 給水方式 | 直結･直結増圧･受水槽・高置水槽直結 |
| 水栓番号 | 有（番号　 　　　）・無 | 用途 | 家事用・業務用 |
| メータ | 有（番号　 　　　）・無 |
| 違反の状況 | 発見年月日 | 　　　 年　　月　　日 | 発見者 |  |
| 発見の経緯 |  |
| 調査年月日 | 　　　 年　　月　　日 | 調査員 |  |
| 当 事 者 | 工事依頼人(所有者又は使用者等） | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 工事施行者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 指定の有無 | 指定・非指定 | 主任技術者（　　　　　　） |
| 違反行為を施行した日又は期間 |  |
| 違反の内容 |  |
| 違反該当条項　　(処分基準参照) | 工事依頼人 |  |
| 工事施行者 |  |
| 指導の状況 | 是正指導の方法・内容 |  |
| 是正指導後の当事者の対応 | （てん末書の提出　有・無） |

様式第２号

違反調査兼報告書（２）

　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定工事事業者 | 指定番号 |  | 指定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 事業者名 |  |
| 住所 |  |
| 代表者名 |  |
| 役員名 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 選任中の主任技術者 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 違反の状況 | 発見年月日 | 　　 　年 　月　　日 | 発見者 |  |
| 違反の内容 |  |
| 指導の状況 | 是正指導の方法・内容 |  |
| 是正指導後の当事者の対応 |  |

様式第３号

是　正　通　知　書

大水工給第　号

　　　　　　年　月　日

　様

大阪市水道局長

　あなたは、大阪市指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱の別表に定める処分事由に該当していますので、速やかに是正するよう通知します。

　なお、通知にもかかわらず指摘した行為を是正しないときは、次の根拠法令に基づき、指定取消処分に移行しますので、あらかじめご了承ください。

・水道法第25条の11第１項

・大阪市水道事業給水条例第13条第３項

・大阪市指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱第13条第２項

・大阪市指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為 |  |
| 根拠規定 |  |
| 具体的な違反状況 |  |
| 是正期日 |  |

様式第４号

聴　聞　通　知　書

大水工給第　号

　　　　　　年　月　日

　様

大阪市水道局長

行政手続法第13条第１項の規定により、次のとおり聴聞を行うので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 |  |
| 不利益処分の原因となる事実 |  |
| 聴聞の期日 | 　年　月　日（　）午前・午後　時　分 |
| 聴聞の場所 |  |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称所在地及び電話番号 |  |
| １ 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。２ 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 |

注１ 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理

人の資格を証する書面を提出してください。

２ 出頭の際には、この通知書を持参してください。

様式第５号

聴　　聞　　調　　書

　　年　　月　　日

主宰者の職及び氏名



|  |  |
| --- | --- |
| 聴聞の件名 |  |
| 聴聞の期日 | 　年月日（　　）午前・午後時分～午前・午後時分 |
| 聴聞の場所 |  |
| 出頭した当事者の住所及び氏名代理人・補佐人の住所及び氏名 |  |
| 出頭した参加人の住所及び氏名代理人・補佐人の住所及び氏名 |  |
| 出頭しなかった当事者等の住所及び氏名並びに正当な理由の有無 |  |
| 出頭した行政庁の職員の職及び氏名 |  |
| 当事者等の陳述の要旨 | 別紙１記載のとおり |
| 行政庁の職員の陳述の要旨 | 別紙２記載のとおり |
| 提出された証拠書類又は証拠物の標目 |  |
| その他参考となるべき事項 |  |

別紙１

当事者等の陳述の要旨

|  |
| --- |
|  |

別紙２

行政庁の職員の陳述の要旨

|  |
| --- |
|  |

様式第６号

報　　　　告　　　　書

年　　月　　日

大阪市水道局長　様

主宰者の職及び氏名



聴聞を終結しましたので、行政手続法第24条第３項の規定に基づき、次のとおり、報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 聴聞の件名 |  |
| 当 事 者 等 の 氏 名 |  |
| 当事者等の主張 |
|  |
| 主宰者の意見及びその理由 | 別紙記載のとおり |

別　　紙

主宰者の意見及びその理由

|  |
| --- |
| 意　　　　　　　　　　　見 |
|  |
| 理　　　　　　　　　　　由 |
|  |

様式第７号

大水工給第　号

　　　年　月　日

　様

大阪市水道局長

指定取消通知書

　水道法第25条の11第１項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので通知します。

記

１　氏名又は名称

２　指定番号

３　指定取消日

４　指定取消しの理由

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市水道局長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表するものは大阪市水道局長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

担当　　　〒559-8558　大阪市住之江区南港北２丁目１番10号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市水道局工務部給水課　氏名

電話番号　06-6616-5480

FAX番号　06-6616-5489